

令和6年 9月11日

一般社団法人 神奈川県調理師連合会
会長 小山 正武 様

神奈川県へのご要望 回答について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにおきまして、ご提出いただきました要望書に対する8月末時点の県の回答を入手いたしましたので、取り急ぎご報告させていただきます。

なお、県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点、具体性に欠ける点もございますが、我が党、生活グループにて、ご要望に対し一步でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

生活グループ長	柳下 剛
生活グループ事務局長	市川 和広
生活グループ委員	土井 隆典
生活グループ委員	磯本 桂太郎
生活グループ委員	長田 進治
生活グループ委員	内田 美保子
生活グループ委員	高橋 延幸
生活グループ委員	大村 悠
生活グループ委員	難波 達哉

回 答 様 式

NO	56-002	要 望 団 体	一般社団法人神奈川県 調理師連合会	局名	健康医療局
----	--------	------------	----------------------	----	-------

件 名	飲食店への調理師の必置義務について
要 望 要 旨	<p>調理師法は、昭和33年制定後逐次改正され、昭和56年の一部改正では、飲食物を提供する施設ごとに調理師を置くよう努めなければならないとされたが、未だ努力規定にとどまっている。</p> <p>現在の制度では、飲食物の調理・製造等を行う施設は、食品衛生責任者を設置することが義務付けられているが、短時間の講習のみで資格が与えられている。</p> <p>食中毒の発生や薬物中毒事件、偽装表示事件など消費者の食に対する信頼が揺らぐ中、食の安心・安全の確保が課題であり、調理の業務に従事する調理師の役割が重要になっていることから、飲食物を提供する一定規模以上の施設における調理師の必置の義務化、及び調理師免許取得後の定期的な講習受講を義務化すること及び免許の更新を要望する。</p>
	<p>食品衛生責任者は、従前国のガイドラインを踏まえて都道府県等の条例に基づいて設置されていましたが、平成30年の食品衛生法一部改正により、同法施行規則に新たに「公衆衛生上必要な措置の基準」が規定され、同基準において設置が位置付けられることとなりました。</p> <p>同基準においては、飲食店等の営業者が食品衛生責任者を選任することが規定され、また、食品衛生責任者の資格は、医師、薬剤師、栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士等のほか、都道府県知事等が指定する講習会などの課程を修了した者でなければならないことが規定されています。</p> <p>また、同基準において、食品衛生責任者は都道府県知事等が行う講習会等を定期的に受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めることが規定され、これに基づき各保健福祉事務所等においては、食品衛生責任者を対象とした講習会を必要十分な頻度で行っており、今後も、食品の安心・安全の確保を図ってまいります。</p> <p>また、調理師免許の更新については、現行の調理師法の規定の中で対応するものと考えます。</p>

令和6年12月 2日

一般社団法人
神奈川県調理師連合会
会長 小山 正武 様

国へのご要望 回答について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「令和7年度 予算要望ヒアリング」におきまして、貴会からの国へのご要望の回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせていただきます。

国からの回答について、まだまだご要望に浴う回答が得られない点多々ございますが、我が党、また、県連所属国会議員にて、ご要望に対し一步でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出いただきたいと存じます。

今後とも我が党に対する変わらぬご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

衆議院議員	菅 義 偉
衆議院議員	中西 健 治
衆議院議員	坂 井 学
衆議院議員	古川 直 季
衆議院議員	鈴木 馨 祐
衆議院議員	三谷 英 弘
衆議院議員	田中 和 徳
衆議院議員	小泉 進次郎
衆議院議員	星野 剛 士
衆議院議員	赤間 二 郎
衆議院議員	河野 太 郎
衆議院議員	牧島 かれん
衆議院議員	山際 大志郎
衆議院議員	草 間 剛
参議院議員	三原じゅん子
参議院議員	浅尾 慶一郎

回答様式

NO	56-002	要望 団体	一般社団法人神奈川県調 理師連合会	省庁名	厚生労働省
----	--------	----------	----------------------	-----	-------

件名	飲食店への調理師の必置義務について
要望 要旨	調理師法は、昭和 33 年に制定されて以来、逐次改正が重ねられてきました。特に、昭和 56 年の調理師法の一部改正において、飲食物を提供する施設ごとに調理師を置くよう努めなければならないとされましたが、未だ努力規定にとどまっています。現在の制度においては、飲食物の調理・製造等を行う施設は、食品衛生責任者を設置することが義務付けられていますが、これは短時間の講習のみで資格が与えられています。毎年、夏季だけでなく冬季でも大量の食中毒患者が発生し、また偽装表示事件など、消費者の食に対する信頼が揺らいでおり、食の安心・安全の確保が課題であり、調理の業務に従事する調理師の役割が重要になっています。飲食物を提供する一定規模以上の施設における調理師の必置の義務化、及び調理師免許取得後の定期的な講習受講を義務化すること及び免許の更新を要望します。
【回答】	<p>○ 調理師については、「調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もって国民の食生活の向上に資すること」を目的に、調理師法が定められています。</p> <p>○ 調理師が持つ調理技術や衛生面での高度な知識・技術に着目して、調理師法においては、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設における調理師の配置の努力義務を課しています。</p> <p>○ 飲食店等における食品衛生責任者の設置については、食品衛生法に基づき既に対応されており、調理師は食品衛生責任者を担うことが可能です。なお、飲食店営業については、食品衛生責任者に調理師を選定することを努めるよう通知しています。</p> <p>○ このような中、更に調理師に係る必置規定を設けることは、雇用側の営業施設において過度の負担となることなどから、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>○ また、調理に関する知識や技術の維持・向上は重要である一方で、調理師免許取得後の定期的な講習受講の義務化や調理師免許の更新制については、他の資格の状況等も鑑み、慎重な検討が必要と考えます。</p>

回答様式

NO	56-003	要望 団体	一般社団法人神奈川県調 理師連合会	省庁名	財務省
----	--------	----------	----------------------	-----	-----

件名	交際費の損金算入について
----	--------------

要望 要旨	法人の交際費について、現在は、資本金一億円以下の中小企業は、年度で支出した交際費のうち800万円を上限に経費として計上する、若しくは、飲食費の50%を経費として計上する、この二つのどちらかの選択であり、資本金一億円以上の大企業は、接待交際費のうち飲食費の50%を経費として計上です。この交際費の全額を経費計上可能としたら、企業は交際費を自粛することなく飲食店等の活性化にも繋がると思われるため、交際費全額経費として計上を可能とするよう要望します。
----------	---

【回答】

交際費等の損金不算入制度については、令和6年度税制改正において、会議費の実態の変化を踏まえて、交際費から除外される飲食費の基準を一人あたり5,000円以下から10,000円以下まで引き上げたところです。

その上で、仮に、交際費課税制度を全廃する場合には、

- ・ 冗費や濫費の増大につながる、
- ・ 大企業と中小企業の格差が拡大するなど公正な取引を阻害するといった可能性があるため、その全廃には慎重な検討が必要です。

回 答 様 式

NO	56-001	要 望 団 体	一般社団法人神奈川県 調理師連合会	局名	健康医療局
----	--------	------------	----------------------	----	-------

件 名	調理師試験の実施について
要 望 要 旨	平成20年より指定試験機関による調理師試験の実施が始まり、従来、年2回試験を実施していた都道府県が委託により年1回の実施となっている。神奈川県は年2回の実施としているが、調理師を目指す方々に門戸を開くため、今後も県主体での年2回の調理師試験の実施を要望したい。
	<p>令和6年度の調理師試験については、県直営による年2回の実施を予定しております。</p> <p>今後の試験の実施回数、実施方法については、近年の出願者数の変動状況、また他の都道府県の動向を踏まえて、適切な方法を検討の上、実施してまいります。</p>